

平成 30 年度大垣市公営企業会計決算に基づく  
資金不足比率審査意見書

大垣市病院事業会計  
大垣市水道事業会計

大垣市監査委員



監 第 73 号

令和元年 8 月 14 日

大垣市長 小川 敏 様

大垣市監査委員 田 邊 雅 範

大垣市監査委員 近 沢 正

平成 30 年度大垣市公営企業会計決算に基づく資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 30 年度大垣市病院事業会計及び大垣市水道事業会計決算に基づく資金不足比率について審査をしたので、別紙のとおり審査意見を提出します。



# 平成 30 年度大垣市公営企業会計決算に基づく 資金不足比率審査意見

## 第 1 審査の対象

平成 30 年度大垣市公営企業会計決算に基づく次の会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- 1 大垣市病院事業会計
- 2 大垣市水道事業会計

## 第 2 審査の期間

令和元年 7 月 12 日から令和元年 8 月 8 日まで

## 第 3 審査の方法

審査の実施にあたっては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかの確認を行い、あわせて関係職員の説明を聴取した。

## 第 4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

### <資金不足比率>

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	経営健全化 基 準
病 院 事 業 会 計	-	-	-	20.0%
水 道 事 業 会 計	-	-	-	20.0%

(注) 各会計について資金不足額がないため、「-」と表示した。

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

病院事業会計、水道事業会計において資金不足額がないため、前年度に引き続き算定されない。